横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正案に対する意見公募の実施結果について

1 実施概要

(1) 市民意見募集

ア 意見募集期間 平成25年1月25日(金)~2月23日(土)

イ 配 架 場 所 区役所広報相談係、区役所福祉保健課、建築局建築企画課、健康福祉局福 祉保健課、市役所市民情報センター、横浜市社会福祉協議会 等に配架

(2) 関係団体への周知

ア 実 施 期 間 平成25年1月25日(金)~3月6日(水)

イ 実 施 団 体 障害者団体:個別説明 11 団体/建築関係団体:資料配布7団体

2 実施結果

- (1) 提出者数 32人(団体等含む)(高齢者・障害者団体14団体、建築関係4社、その他個人等14人)
- (2) 提 出 方 法 電子メール:11/FAX: 2/郵送: 1/持参: 1/口頭:17
- (3) 意 見 数 201件
- (4) ご意見の内訳

項目	意見数	ご意見の内訳	
改正のポイント I 建築物全般の整備基準を見直します	109件	便所 情報伝達設備 エレベーター等 標識 その他 【裏面	45 件 10 件 8 件 8 件 38 件 3(1)参照】
改正のポイントⅡ 子育て世代に配慮した設備の規定を新たに盛り込 みます	6件	規定の適用について 賛同するご意見 【裏面	
改正のポイントⅢ 共同住宅の整備基準を見直します	18 件	義務化・整備基準に賛同 見 その他 【裏面	lするご意 13 件 5 件 3(3)参照】
改正のポイントIV 自主規定の用途の区分等をバリアフリー法と整合 させます	2件	賛同するご意見 もっと整合を図るべき	1件 1件
改正のポイントV 事前協議における整備基準の適用を見直します	2件	賛同するご意見	2件
既存建築物に関するご意見	13 件	増築等の適用について 義務化について 【裏面	
建築物以外のご意見	24 件	公共交通機関・道路・公 て その他	園等につい 20件 4件
施設の利用方法等に関するご意見	27 件	マナーについて 市民参画について 維持管理について その他 【裏面	6件 4件 2件 15件 3(5)参照】

3 主なご意見の要旨

(1) 改正のポイント I 「建築物全般の整備基準を見直します」

便所について	・大人のおむつ交換用ベッドを設置してほしい(7件) ・洗面器には前面の手すりは不要(2件) ・便器は腰掛便座(洋式)にしてほしい(2件) ・車いす使用者用便房の設置数を増やしてほしい(3件)
情報伝達設備について	外出時や災害時に聴覚障害者が情報を入手できる規定を検討し てほしい(2件)
エレベーター等について	聴覚障害者のための設備を規定してほしい(2件)
標識について	標識のサインのデザインを統一してほしい(4件)

(2) 改正のポイントⅡ「子育て世代に配慮した設備の規定を新たに盛り込みます」

	・他の設備で代用できる場合は適用しないなど、実態に合わせた
規定の適用について	規定にしてほしい
	・駐車場・公衆便所・保育所・老人ホーム等には子育て設備は不要

(3) 改正のポイントⅢ「共同住宅の整備基準を見直します」

義務化について	共同住宅のバリアフリー化を義務化するのは大変良いことだ
整備基準について	1,000 m*未満の共同住宅についても整備基準を適用してほしい

(4) 既存建築物に関するご意見

増築等の適用について	増築や用途変更する際の既存部分への整備基準の適用が厳しい ので、柔軟な運用をしてほしい(9件)
義務化について	既存建築物にもバリアフリー化を義務付けてほしい(4件)

(5) 施設の利用方法等に関するご意見

マナーについて	エスカレーターを歩いて乗降しないでほしい(3件)
市民参画について	建築物を建築する際、近隣の障害者、高齢者等に意見を求めるシ ステムを作る必要がある
維持管理について	建築後も適切に維持されているかが重要である(2件)

4 今後の予定

平成25年4月 横浜市福祉のまちづくり推進会議において横浜市福祉のまちづくり条例

施行規則改正案の審議

平成 25 年 6 月 改正横浜市福祉のまちづくり条例施行規則を公布 平成 26 年 1 月 改正横浜市福祉のまちづくり条例・施行規則を施行

(参考:これまでの経過)

平成24年7月~8月 横浜市福祉のまちづくり条例改正案のパブリックコメント

平成24年12月 第4回市会定例会にて改正横浜市福祉のまちづくり条例の上程・議決

平成24年12月28日 改正横浜市福祉のまちづくり条例公布

平成25年1月~2月 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正案の意見公募